

**令和8年度 地域医療介護総合確保基金事業補助金
(病床の機能分化・連携支援事業) について【予定】**

1 目的

地域医療構想の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整備費用等を助成する。

2 補助対象（予定）

健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（鹿児島県内に存する医療機関に限る。）が行う次の事業を補助対象とする。

(1) 急性期機能病棟又は慢性期機能病棟から回復期機能病棟に病床の機能を転換するに当たり、施設・設備の整備に要する経費

- ・急性期機能病棟：急性期一般入院基本料，特定機能病院一般病棟7対1入院基本料，特定機能病院一般病棟10対1入院基本料，専門病院7対1入院基本料，専門病院10対1入院基本料，小児入院医療管理料2，小児入院医療管理料3，地域包括医療病棟入院料を算定する病棟
- ・慢性期機能病棟：療養病棟入院基本料，療養病棟特別入院基本料，障害者施設等7対1入院基本料，障害者施設等10対1入院基本料，障害者施設等13対1入院基本料，障害者施設等15対1入院基本料，特殊疾患入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料2，特殊疾患病棟入院料を算定する病棟
- ・回復期機能病棟：地域一般入院基本料，一般病棟特別入院基本料，専門病院13対1入院基本料，小児入院医療管理料4，小児入院医療管理料5，回復期リハビリテーション病棟入院料，地域包括ケア病棟入院料，地域包括ケア入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料，特定一般病棟入院料，地域包括医療病棟入院料を算定する病棟

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
地域一般入院基本料，一般病棟特別入院基本料，専門病院13対1入院基本料，小児入院医療管理料4，小児入院医療管理料5，回復期リハビリテーション病棟入院料，地域包括ケア病棟入院料，地域包括ケア入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料，特定一般病棟入院料，地域包括医療病棟入院料を算定する回復期機能病棟に病床の機能を転換するために要する次の経費		
1 施設整備 新築，増改築，改修に要する工事費又は工事請負費	1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円 (2) 改修 1床当たり 3,214千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額
2 設備整備 医療機器等の備品購入費	2 設備整備 1施設当たり 10,800千円	3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

- (2) 救命救急入院料，特定集中治療室管理料，ハイケアユニット入院医療管理料，脳卒中ケアユニット入院医療管理料，小児特定集中治療室管理料，新生児特定集中治療室管理料，総合周産期特定集中治療室管理料，新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し，又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備（鹿児島県がん診療施設施設整備費補助金交付要綱及び鹿児島県がん診療施設設備整備事業補助金交付要綱の対象となる施設・設備を除く。）を整備するために要する経費。

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
救命救急入院料，特定集中治療室管理料，ハイケアユニット入院医療管理料，脳卒中ケアユニット入院医療管理料，小児特定集中治療室管理料，新生児特定集中治療室管理料，総合周産期特定集中治療室管理料，新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し，又はそれらの機能を維持するために要する次の経費	1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円 (2) 改修 1床当たり 3,214千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
2 設備整備 医療機器等の備品購入費	60,000千円	

- (3) 急性期一般病棟入院基本料，特定機能病院一般病棟7対1入院基本料，特定機能病院一般病棟10対1入院基本料，専門病院7対1入院基本料，専門病院10対1入院基本料，小児入院医療管理料2，小児入院医療管理料3，地域包括医療病棟入院料を算定する急性期機能病棟並びに療養病棟入院基本料，療養病棟特別入院基本料，障害者施設等7対1入院基本料，障害者施設等10対1入院基本料，障害者施設等13対1入院基本料，障害者施設等15対1入院基本料，特殊疾患入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料2，特殊疾患病棟入院料を算定する慢性期機能病棟を削減するために要する経費（事業縮小）。

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、不要となる病棟（室）を他の用途へ変更（機能転換は除く）するために要する次の経費（鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。） 1 施設整備 改修に要する工事費又は工事請負費	1 鉄筋コンクリート 200,900円／用途変更 面積1㎡ 2 ブロック 175,100円／用途変更 面積1㎡	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む）（注1）（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る） ・ 鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。 ・ 有姿除却は対象としない。	-	
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、職員が早期退職する場合に要する次の経費 退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額	早期退職制度を活用する職員 6,000千円／人	

(注1) 固定資産売却損については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。

※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。

3 補助金の交付条件等

- (1) 本補助金は「鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」に基づき交付される補助金であり、同交付要綱に定める事項を遵守すること。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、あらかじめ補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」において意見を徴する必要があること。
- (3) 補助事業者が本補助金により回復期機能病棟に病床の機能を転換した場合は以下の事項を遵守すること。
 - ① 本補助金によって転換した病床について、補助事業完了以降の直近の年度の病床機能報告において、回復期機能を担う病床として報告しなければならないこと。
 - ② 本補助金によって転換した病床について、知事の承認を受けないで、地域一般入院基本料、一般病棟特別入院基本料、専門病院13対1入院基本料、小児入院医療管理料4、小児入院医療管理料5、回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料又は地域包括医療病棟入院料以外の算定に変更してはならないこと。
- (4) 補助事業者が本補助金により、高度急性期機能病棟を新たに整備、又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備を整備した場合は以下の事項を遵守すること。
 - ① 本補助金によって整備した病床について、補助事業完了以降の直近の年度の病床機能報告において、高度急性期機能を担う病床として報告しなければならないこと。
 - ② 本補助金によって整備した病床について、知事の承認を受けないで、整備した病床の特定入院料（救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料）以外の算定に変更してはならないこと。
- (5) 補助事業者が本補助金により不要となる病棟（室）を他の用途に変更した場合は以下の事項を遵守すること。
 - ① 本補助金によって転換した病床について、知事の承認を受けないで、変更した用途以外の用途に変更してはならないこと。

4 事業計画概要等の提出について

- (1) 活用希望調査時（今回）提出書類
 - ① 令和8年度地域医療介護総合確保基金事業補助金（病床の機能分化・連携支援事業）に係る活用希望調査票
 - ② 令和8年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金（病床の機能分化・連携支援事業）の事業計画概要
 - ③ 【施設整備】概略平面図（施工前と施工後が分かるもの）・概算見積書等
 - ④ 【設備整備】カタログ・概算見積書等
 - ⑤ 【事業縮小】(1) 用途変更
概略平面図（施工前と施工後が分かるもの）・概算見積書等
(2) 特別損失
不要となる建物や医療機器の処分（廃棄、解体、又は売却）に係る損失が分かる書類
(3) 早期退職
就業規則等の早期退職制度が規定されたもの

(2) 令和8年度提出書類

(1) ②～⑤に記載の書類及び連絡先票

(3) 提出期限

令和7年9月12日（金）

(4) 提出先

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課医療政策係

所在地：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

電子メール：iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp

※電子メールにて提出

メールが正しく送付されているかを確認するため、メールを送付した旨を必ず電話でお知らせください。

5 事業計画概要の提出に当たっての留意点等

(1) 補助事業として交付決定される前に事業に着手（工事請負業者との契約等）した場合は、補助の対象外となること。

(2) 「地域医療構想調整会議」において意見を徴する以前に入院基本料等を変更した場合、補助の対象外となる場合があること。

(3) 事業計画概要の提出は補助金の交付を約束するものではなく、地域医療構想調整会議における議論の結果や、県の予算以上の応募があった場合等により採択されない場合もあり得ること。

(4) 今回提出された事業計画概要等は、補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」の会議資料として配布されるものであること。

また、同調整会議において、事業計画概要等に基づき、事業内容や目的・目標等を医療機関から説明をしていただく予定であること。

(5) 補助金の採択を前提として、病院・診療所等における翌年（度）の経営計画を策定することやメインバンクに融資の相談を行うことなどは、補助金が採択されなかった場合に計画等に与える影響が大きいことが予想されることから、慎重に判断すること。

6 今後のスケジュール（予定）【令和8年度】

(1) 【令和8年5月～8月頃】令和8年度の事業計画概要の提出（医療機関→県）

(2) 【令和8年10月～11月頃】地域医療構想調整会議における意見聴取

(3) 【令和8年11月～12月頃】地域医療構想調整会議の結果等をもとに各医療機関へ内示

(4) 【内示後】鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱に基づく交付申請・交付決定

※内示時期については、地域医療構想調整会議の開催状況等によっては変更となる場合もある。

【問合せ先】

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課医療政策係

担当：工藤

電話：099-286-2738

メール：iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp